

○高岡市特定公共賃貸住宅条例施行規則

平成17年11月 1 日

規則第169号

改正 平成19年 3 月30日規則第27号
平成20年 6 月19日規則第41号
平成21年 1 月20日規則第 1 号
平成24年 3 月30日規則第32号
平成27年 1 月16日規則第 1 号
平成29年 9 月19日規則第48号
令和元年 9 月30日規則第16号
令和 2 年 3 月26日規則第21号
令和 2 年 9 月29日規則第59号
令和 2 年12月28日規則第63号
令和 3 年 9 月16日規則第57号

(趣旨)

第1条 この規則は、高岡市特定公共賃貸住宅条例(平成17年高岡市条例第188号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(入居者の所得基準等)

第3条 条例第6条第1項第3号ウの市長が定める額は、12万3,000円とする。

2 条例第6条第2項に規定する特別の事情は、次のとおりとする。

(1) 公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第15号に規定する公営住宅建替事業による公営住宅の除却

(2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業又は都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却

(3) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条(同法第138条第1項の規定により準用する場合を含む。)の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法(昭和36年法律第150号)第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却

3 条例第6条第2項の規則で定める額は、48万7,000円とする。

(入居の申込方法等)

第4条 条例第7条第1項の入居の申込みは、特定公共賃貸住宅入居申込書(様式第1号)を市長に提出することにより行うものとする。

2 前項の特定公共賃貸住宅入居申込書を提出するときは、次に掲げる書類を添付し、又は提示しなければならない。

(1) 入居申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)の収入を証する書類

(2) 市民税の納税を証する書類

(3) 扶養親族を確認できる書類

(4) 障害者情報を確認できる書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 条例第7条第3項の入居決定通知書は、特定公共賃貸住宅入居決定通知書(様式第2号)とする。

(入居補欠者の数)

第5条 条例第8条第1項の規定により市長が定める入居補欠者の数は、入居させるべき特定公共賃貸住宅の戸数の3割以内において、市長が定めるものとする。

(入居の手続)

第6条 条例第9条第1項第1号に規定する請書は、特定公共賃貸住宅使用請書(様式第3号)とする。

2 条例第9条第1項に規定する期間内に同項各号に掲げる手続をすることができない入居決定

者は、特定公共賃貸住宅入居手続延期申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

- 3 条例第9条第4項の規定による通知は、特定公共賃貸住宅入居可能日通知書(様式第5号)により行うものとする。

(連帯保証人)

第6条の2 条例第9条第1項第1号に規定する連帯保証人は、1人とする。

- 2 前条第1項の請書には、連帯保証人の印鑑証明及び収入を証する書類を添付しなければならない。

- 3 条例第9条の2第2項の規則で定める極度額は、入居の申込みをした特定公共賃貸住宅の入居時(同条第3項の規定により承認を受けようとする場合にあつては、当該申請時)における条例第11条第1項に規定する家賃又は条例第12条第2項に規定する入居者負担額に15を乗じた額とする。

- 4 条例第9条の2第3項の規定による連帯保証人の変更を申請しようとする入居者は、特定公共賃貸住宅連帯保証人変更申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(市長が特別の事情があると認める入居決定者)

第6条の3 条例第11条第1項第1号の市長が特別の事情があると認める入居決定者であつて規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 条例第11条第1項第1号の連帯保証人の連署する請書を提出できない者であつて、家賃債務保証業者(賃貸住宅の賃借人の委託を受けて当該賃借人の家賃の支払に係る債務(以下この号において「家賃債務」という。)を保証することを業として行う者をいう。以下この号において同じ。)のうち、市長が適当と認める者と家賃に関する保証委託契約(家賃債務保証業者が賃借人の家賃債務を保証することを当該賃借人が委託することを内容とする契約をいう。次号において同じ。)を締結した者

- (2) 保証委託契約を締結することが困難であると市長が認める者

(家賃)

第7条 条例第10条第1項に規定する特定公共賃貸住宅の家賃(以下「家賃」という。)は、月を単位とし、別表第1に定める額とする。

- 2 市長は、条例第10条第2項の規定により家賃を変更するときは、当該特定公共賃貸住宅の入居者に対して、家賃を変更する時期、その額その他必要な事項を文書により通知するものとする。

(家賃等の納付)

第8条 入居者は、条例第11条第1項に規定する家賃又は条例第12条第2項に規定する入居者負担額を口座振替又は特定公共賃貸住宅家賃(入居者負担額)納入書(様式第7号)により納付しなければならない。

(家賃の減額申請)

第9条 条例第13条第1項の家賃減額申請書は、特定公共賃貸住宅家賃減額申請書(様式第8号)とする。

- 2 新たに特定公共賃貸住宅に入居しようとする者が家賃の減額を受けようとする場合は、第4条第1項に規定する特定公共賃貸住宅入居申込書の提出をもって特定公共賃貸住宅家賃減額申請書の提出があつたものとみなす。

- 3 条例第13条第2項の規定による家賃の減額の決定は、家賃の減額を受けようとする入居者のうち所得が48万7,000円以下のものに対して行うものとする。

(入居者負担額の決定方法)

第10条 条例第14条に規定する入居者負担額は、毎年、家賃の減額を受けようとする入居者の所得及び入居する特定公共賃貸住宅の区分に応じ、市長が決定する。

- 2 前項に規定する入居者負担額は、月を単位として別表第2に定める額とし、毎年、次の表に掲げる基準日から翌年の基準日の前日まで(前条第2項に規定する場合においては、入居の日から直近の基準日の前日まで)の間適用する。

名称	基準日
御旅屋特定公共賃貸住宅	4月1日
西干場特定公共賃貸住宅	

(入居者負担額の決定通知)

第11条 条例第13条第2項に規定する通知は、特定公共賃貸住宅入居者負担額決定通知書(様式第9号)により行うものとする。

(督促)

第12条 条例第16条に規定する督促は、督促状(様式第10号)により行うものとする。

2 督促状の指定納期限は、該当月の翌月末日とする。

(不在の届出)

第13条 条例第22条に規定する届出は、特定公共賃貸住宅不在届出書(様式第11号)により行わなければならない。

2 前項の特定公共賃貸住宅不在届出書は、特定公共賃貸住宅を使用しなくなる日の前日までに市長に提出しなければならない。

(用途併用の承認申請)

第14条 条例第24条ただし書に規定する用途併用の承認を受けようとする入居者は、特定公共賃貸住宅用途併用承認申請書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(模様替え又は増築の承認申請)

第15条 条例第25条第1項ただし書に規定する模様替え又は増築の承認を受けようとする入居者は、特定公共賃貸住宅模様替え・増築承認申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

(同居の承認申請)

第16条 条例第26条に規定する同居の承認を受けようとする入居者は、特定公共賃貸住宅同居承認申請書(様式第14号)に同居させようとする者の収入を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の特定公共賃貸住宅同居承認申請書を審査するものとし、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該同居の承認をすることができる。

(1) 同居させようとする者が入居者又は入居者の配偶者の直系又は3親等内の血族であるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、特別の事情があるとき。

(世帯員の異動の届出)

第17条 入居者は、入居者又は入居を認められた世帯員に出産、死亡又は転出の事実があったときは、速やかに特定公共賃貸住宅世帯員異動届出書(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

(明渡しの届出)

第18条 条例第27条の規定による届出をしようとする入居者は、特定公共賃貸住宅明渡届出書(様式第16号)を市長に提出しなければならない。

(住宅の明渡請求)

第19条 条例第28条第1項の規定による明渡しの請求は、特定公共賃貸住宅明渡請求書(様式第17号)により行うものとする。

(補則)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の高岡市特定公共賃貸住宅条例施行規則(平成11年高岡市規則第47号)又は福岡町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(平成14年福岡町規則第15号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

3 第10条第2項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までの間、御旅屋特定公共賃貸住宅に係る基準日は、11月1日とする。

附 則(平成19年3月30日規則第27号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年 6 月19日規則第41号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年 1 月20日規則第 1 号)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の高岡市特定公共賃貸住宅条例施行規則(以下「新規則」という。)第 3 条第 1 項及び第 3 項並びに第 4 条第 2 項第 2 号の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に入居の申込みをする者について適用し、施行日前に入居の申込みをした者については、なお従前の例による。
- 3 新規則第 9 条第 3 項、別表第 1 及び別表第 2 の規定は、平成21年 4 月分の家賃又は入居者負担額から適用する。

附 則(平成24年 3 月30日規則第32号)
この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成27年 1 月16日規則第 1 号)
この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成29年 9 月19日規則第48号)
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日からから施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の各規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和元年 9 月30日規則第16号)
この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月26日規則第21号)
(施行期日)

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の第 6 条の 2 の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提出された請書に係る保証債務について適用し、施行日前に提出された請書に係る保証債務については、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 9 月29日規則第59号)
この規則は、令和 2 年11月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年12月28日規則第63号)
この規則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 7 条関係)

名称	建設年度	床面積	住宅区分	間取り	戸数	家賃 (月額)
御旅屋特定 公共賃貸住宅	平成11 年度	63.27平方メートル	単身者及び世帯用	2LDK	33戸	72,700円
			世帯用	3DK	11戸	
		71.11平方メートル	世帯用	3LDK	11戸	81,700円
西干場団地	平成13 年度	71.60平方メートル	世帯用	2LDK	3戸	73,700円

別表第2(第10条関係)

名称	床面積	所得の区分	入居者負担額(月額)
御旅屋特定公共賃貸住宅	63.27平方メートル	186,000円以下	43,600円
		186,000円を超え 214,000円以下	47,200円
		214,000円を超え 259,000円以下	50,800円
		259,000円を超え 350,000円以下	54,500円
		350,000円を超え 487,000円以下	58,100円
	71.11平方メートル	186,000円以下	49,000円
		186,000円を超え 214,000円以下	53,100円
		214,000円を超え 259,000円以下	57,100円
		259,000円を超え 350,000円以下	61,200円
		350,000円を超え 487,000円以下	65,300円
西干場特定公共賃貸住宅	71.60平方メートル	186,000円以下	44,200円
		186,000円を超え 214,000円以下	47,900円
		214,000円を超え 259,000円以下	51,500円
		259,000円を超え 350,000円以下	55,200円
		350,000円を超え 487,000円以下	58,900円

様式第1号(第4条、第9条関係)

特定公共賃貸住宅入居申込書

年 月 日

高岡市長 あて

申 込 者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	電 話 番 号	() —

次のとおり特定公共賃貸住宅の入居を申し込みます。

入 居 希 望 住 宅		特定公共賃貸住宅				
入 居 予 定 者	氏 名	続柄	生年月日	職業	勤務先 (電話番号)	そ の 他 (暴力団員)
	個人番号					
		本人	..			該当・非該当
			..			該当・非該当
			..			該当・非該当
			..			該当・非該当
			..			該当・非該当
			..			該当・非該当
			..			該当・非該当
	別 居 扶 養 親 族			..		
			..			
			..			

※記入しないでください。
 (所得金額 [円] - 控除金額 [円]) ÷ 12 = [円]

現 在 の 状 況	居住の区分	1 民 間 ア パ ー ト	2 公 営 住 宅 公 的 住 宅	3 借 家 下 宿	4 社 宅・寮 宿 舎	5 同 居	6 そ の 他
	居住の状況	1 箇 月 家 賃 円			居 住 年 数 年		

〈添付書類〉

1 所得がある入居予定者について、市町村長発行の所得金額の証明書(A) (ただし、1月から5月までの入居申込みについては、(A)の他に、給与所得者は源泉徴収票、事業所得者は確定申告書等 所得の収支を記載した明細書 2 現年度及び前年度の市民税の納税を証する書類 3 入居予定者全員の記載されている住民票の写し1通(現在同居していない入居予定者については、併せてその者の住民 票の写し1通) 4 同意書 5 法定代理人同意書 ※入居申込者が未成年の場合
--

様式第2号(第4条関係)

特定公共賃貸住宅入居決定通知書

年 月 日

様

高岡市長



年 月 日付けで申込みのありました特定公共賃貸住宅の入居については、次のとおり決定したので、通知します。

所 在 地	高 岡 市
住 宅 名 ・ 番 号	特定公共賃貸住宅 第 号
入 居 の 手 続	月 日までに請書を提出し、敷金を納めてください。
家 賃	月額 円
減 額 す る 額	月額 円
入 居 者 負 担 額	月額 円
減 額 期 間	入居可能日から 年 月 日まで なお、上記期間以後については、入居者の申請に基づき、高岡市特定公共賃貸住宅条例第14条の規定により入居者負担額を決定し、家賃との差額を減額します。
敷 金	円
入居決定世帯人数	人
入 居 決 定 の 条 件	高岡市特定公共賃貸住宅条例及び同条例施行規則並びにこれらの規定に基づく指示を遵守すること。

様式第3号(第6条関係)

(表)

特 定 公 共 賃 貸 住 宅 使 用 請 書

収 入
印 紙

年 月 日

高岡市長 あて

下記の特定公共賃貸住宅に入居するに当たっては、次の事項を堅く遵守します。

1 高岡市特定公共賃貸住宅条例（以下「条例」という。）及び高岡市特定公共賃貸住宅条例施行規則（以下「規則」という。）を遵守すること。

(1) 家賃は、毎月納付期限までに納付すること。

(2) 権利譲渡及び承認なく一部転貸はしないこと。

(3) 承認なく住宅の用途変更、増築、模様替等一切しないこと。

(4) 周辺の環境を乱し、又は鳥獣類を飼うことなど、他に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(5) その他特定公共賃貸住宅の正常な維持に努め、市の住宅管理員等の指示に従うこと。

2 条例第28条第1項の規定により明渡しの請求を受けた場合には、速やかに退去すること。

3 住宅の使用期間は 年 月 日から 年 月 日までとし、市長及び入居決定者の双方どちらかの申出がない限り、この使用期間は自動更新するものとする。ただし、市長から使用期間満了により更新しない旨の連絡を入居決定者に対して行う場合は、期間満了の6ヶ月前までに書面により行うものとする。

家賃	月額	円	敷金	家賃の3箇月に相当する金額
共益費	月額	円	※御旅屋特定公共賃貸住宅のみ記載	
所在地	高岡市			
住宅名・番号	特定公共賃貸住宅 第 号			

入居決定者	氏 名	印
	生 年 月 日	年 月 日生

(裏)

入居決定者が高岡市特定公共賃貸住宅に入居したうへは、下記の連帯保証人の責務を理解し、連帯保証人となり極度額の範囲において入居者と連帯して家賃及び損害賠償などの一切の債務を負担します。

連 帯 保 証 人	現 住 所	連絡先 携 帯
	氏 名	生年 (実印) 月 日
	職業又は勤 務 先	
	住宅入居者 との 間 柄	
	極 度 額	円

備考

- 規則第6条の3第1号及び第2号に該当する者は、連帯保証人の連署を必要としない。
- 請書には、次に掲げる書類を添付すること。
 - 連帯保証人の印鑑証明書（発行後3箇月以内のもの）及び収入を証する書類
 - 明渡しの際に入居者が負担する「畳の表替え、障子及びふすまの張替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用」に関する同意書

連帯保証人の責務

- 連帯保証人は、次に掲げる場合には極度額の範囲内で入居決定者と連帯してその債務を負担し、又はその行為により生じた修繕等に要する費用の負担義務その他市に生じた損害を賠償する義務を負うこととなります。
 - 入居決定者が家賃その他の特定公共賃貸住宅の使用に関し市に支払うべき金銭を滞納したとき。
 - 入居決定者が負担すべき特定公共賃貸住宅又は共同施設の修繕に要する費用を支払わないとき。
 - 入居決定者が市長に無断で特定公共賃貸住宅を立ち退いたとき。
 - その他入居決定者が条例及び規則に違反したとき。
- 入居決定者が条例及び規則の規定に違反した場合には、市長が行う是正措置及びその指導に協力する必要があります。

様式第4号(第6条関係)

特定公共賃貸住宅入居手続延期申請書

年 月 日

高岡市長 あて

申請者	入居すべき住宅名・番号 特定公共賃貸住宅 第 号
	氏 名

次の理由により指定された期間内に入居手続ができないので、入居手続延期を申請します。

入居手続延期期間	年 月 日から 年 月 日まで
入居手続延期理由	

様式第5号(第6条関係)

特定公共賃貸住宅入居可能日通知書

年 月 日

様

高岡市長 

年 月 日付けで入居手続のありました特定公共賃貸住宅の入居については、次のとおり決定したので通知します。

所 在 地	高岡市
住 宅 名 ・ 番 号	特定公共賃貸住宅 第 号
入 居 可 能 日	年 月 日(14日以内に入居してください。)

様式第6号(第6条の2関係)

特定公共賃貸住宅連帯保証人変更申請書

年 月 日

高岡市長 あて

申 請 者	特定公共賃貸住宅 第 号
	氏 名

特定公共賃貸住宅連帯保証人を変更したいので、次のとおり申請します。

連帯保証人は、下記の連帯保証人の責務を理解し、連帯保証人となり極度額の範囲において入居者と連帯して家賃及び損害賠償などの一切の債務を負担します。

連 帯 保 証 人	現 住 所	連絡先
	氏 名	(実印) 生年 月 日
	職業又は勤 務 先	
	住宅入居者 との 間 柄	
	極 度 額	円
変 更 年 月 日		年 月 日

【添付書類】

連帯保証人の印鑑証明書(発行後3箇月以内のもの)及び収入を証する書類

連帯保証人の責務

- 1 連帯保証人は、次に掲げる場合には極度額の範囲内で入居者と連帯してその債務を負担し、又はその行為により生じた修繕等に要する費用の負担義務その他市に生じた損害を賠償する義務を負うこととなります。
- (1) 入居者が家賃その他の特定公共賃貸住宅の使用に関し市に支払うべき金銭を滞納したとき。
- (2) 入居者が負担すべき特定公共賃貸住宅又は共同施設の修繕に要する費用を支払わないとき。
- (3) 入居者が市長に無断で特定公共賃貸住宅を立ち退いたとき。
- (4) その他入居者が条例及び規則に違反したとき。
- 2 入居者が条例及び規則の規定に違反した場合には、市長が行う是正措置及びその指導に協力する必要があります。

様式第7号(第8条関係)

特定公共賃貸住宅家賃
(入居者負担額)領収証書

高岡市

〒

年度 月分

通知書番号

様

納付額	円	領収日付印

・使用料を納めるところ

高岡市内の次の金融機関の本支店

北陸銀行 高岡信用金庫 富山県信用組合 高岡市農協 高岡市信用組合
富山銀行 高岡信用金庫 高岡市農協 高岡市信用組合
北国銀行 富山信用金庫 いなば農協 高岡市信用組合
福井銀行 新湊信用金庫 富山県労働金庫
富山第一銀行 新湊信用金庫 富山県労働金庫
石川銀行 福光信用金庫 富山県労働金庫

高岡市一般会計
年度 特定公共賃貸住宅家賃
(入居者負担額)納入書

納期限 年 月 日

高岡市一般会計
年度 特定公共賃貸住宅家賃(入居者負担額)領収済通知書

2 4 2

※直接機械で処理しますので汚したり折ったりしないでください。

納期限 年 月 日

通知書番号	納入額(ア)	納
	円	
領収日付印	内 使用料	円
月分		円
		円
	延滞金(イ)	円
	合計 (ア+イ)	円

金融機関用

市コード ① 02	振票 ③ 25	年度 ⑤	種目 ⑦ 42	通知書番号 ⑨	月別 ⑧	納入額(ア) ⑩
						円
領収日付印	右記のとおり収納しましたか ら通知します。				内 使用料	円
月分	高岡市会計管理者あて 取扱金融機関					円
						円
					延滞金(イ)	円
					合計 (ア+イ)	円

市保管用

様式第8号(第9条関係)

特定公共賃貸住宅家賃減額申請書

年 月 日

高岡市長 あて

申 請 者	特定公共賃貸住宅 第 号
	氏 名

私及び同居者の前年(年1月1日～同年12月31日)の所得は、次のとおりですので、
家賃の減額を申請します。

	氏 名	続柄	生年月日	職 業	勤 務 先 (電話番号)	所得金額	控除金額
	個 人 番 号						
現居住世帯の構成		本人	・ ・			円	円
			・ ・			円	円
			・ ・			円	円
			・ ・			円	円
			・ ・			円	円
			・ ・			円	円
			・ ・			円	円
			・ ・			円	円
別居扶養親族			・ ・			円	円
			・ ・			円	円
			・ ・			円	円

※記入しないでください。
(所得金額 [円] - 控除金額 [円]) ÷ 12 = [円]

〈添付書類〉

入居者及び所得がある同居親族について、市町村長発行の所得金額の証明書(A)
〔ただし、1月から5月までの減額申請については、(A)の他に、給与所得者は源泉徴収票、事業所得者は確定申告書等所得の収支を記載した明細書〕

様式第9号(第11条関係)

特定公共賃貸住宅入居者負担額決定通知書

年 月 日

特定公共賃貸住宅 第	号
様	

高岡市長



年 月 日付けで申請のありました家賃の減額については、次のとおり入居者負担額を決定したので通知します。

所得(世帯)月額	円
家賃	円
減額する額	円
入居者負担額	円
減額期間	年 月 日から 年 月 日まで

様式第10号(第12条関係)

督 促 状

年 月 日

特定公共賃貸住宅 第 号
様

高岡市長



次のとおり特定公共賃貸住宅家賃(入居者負担額)の滞納がありますので、指定納期限までに納めてください。

請 求 金 額	年 月 分
	円
	滞納金額の内訳
指 定 納 期 限	年 月 日

様式第11号(第13条関係)

特定公共賃貸住宅不在届出書

年 月 日

高岡市長 あて

届 出 者	特定公共賃貸住宅 第 号
	氏 名

次のとおり世帯全員が15日以上不在にしますので届け出ます。

不在にする期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)
不在にする理由	
不在中の連絡先	電話番号() —

様式第12号(第14条関係)

特定公共賃貸住宅用途併用承認申請書

年 月 日

高岡市長 あて

申 請 者	特定公共賃貸住宅 第 号
	氏 名

住宅の用途を一部次のとおり変更したいので申請します。

なお、承認の上は、高岡市特定公共賃貸住宅条例及び同条例施行規則並びにこれらの規定に基づく指示を遵守し、近隣居住者に迷惑を及ぼさないことを誓約します。

用 途	助産師・あんま・はり・きゅう・その他()			
現使用住宅の構造・間取り				
用途を変更する部分				
用途変更の期間				
用途変更の理由				
同意欄	第 号入居者		第 号入居者	
	第 号入居者		第 号入居者	

注意

- 1 同意欄には、住宅併用により影響が及ぶ他の入居者の署名が必要です。
- 2 用途変更部分を示した設計図書を添付してください。

様式第13号(第15条関係)

特定公共賃貸住宅模様替え・増築承認申請書

年 月 日

高岡市長 あて

申 請 者	特定公共賃貸住宅 第 号
	氏 名

次のとおり模様替え・増築したいので申請します。

なお、承認の上は、高岡市特定公共賃貸住宅条例及び同条例施行規則並びにこれらの規定に基づく指示を遵守し、住宅を明け渡す場合は、直ちに無条件で、かつ、自費をもって原状に回復することを誓約します。

構 造				
模 様 替 え ・ 増 築 部 分 の 名 称				
使 用 目 的				
使 用 期 間				
模様替え・増築理由				
同意欄	第 号入居者		第 号入居者	
	第 号入居者		第 号入居者	

注意

- 1 上記の「模様替え・増築」のうち不要部分を消してください。
- 2 同意欄には模様替え又は増築により影響が及ぶ他の入居者の署名が必要です。
- 3 模様替え又は増築の設計図書を添付してください。

様式第14号(第16条関係)

特定公共賃貸住宅同居承認申請書

年 月 日

高岡市長 あて

申請者	特定公共賃貸住宅 第 号
	氏 名

次の者を同居させたいので申請します。
なお、承認の上は、高岡市特定公共賃貸住宅条例及び同条例施行規則並びにこれらの規定に基づく指示を遵守します。

同居させたい者	氏 名	続 柄	生 年 月 日	職 業	勤 務 先 (電話番号)	所得金額	控除金額
	個 人 番 号						
			・ ・			円	円
			・ ・			円	円
			・ ・			円	円
同居の理由							

- <添付書類>
- 1 同居させたい者が入居者又は入居者の配偶者の直系又は3親等内の血族であることを証明する戸籍謄本又は抄本。
 - 2 同居させたい者についての、市町村長が発行する所得を証する書類。

現居住世帯の構成	氏 名	続柄	生 年 月 日	職 業	勤務先(電話番号)	所得金額	控除金額
		本人	・ ・			円	円
			・ ・			円	円
			・ ・			円	円
			・ ・			円	円
別居扶養親族			・ ・			円	円
			・ ・			円	円

※記入しないでください。
(所得金額 [円] - 控除金額 [円]) ÷ 12 = [円]

様式第15号(第17条関係)

特定公共賃貸住宅世帯員異動届出書

年 月 日

高岡市長 あて

届 出 者	特定公共賃貸住宅 第 号
	氏 名

次のとおり世帯員に異動があったので届け出ます。

異 動 が あ っ た 期 日	年 月 日		
異 動 の 理 由	死亡 ・ 転出 ・ 出生 ・ その他()		
異 動 の あ っ た 世 帯 員 の 氏 名	入居者との続柄	生 年 月 日	備 考
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

注意

- 1 出生の場合は、住民票の写しを添付してください。
- 2 同居者の氏名変更の場合は、変更の事実が分かるものを添付してください。

様式第16号(第18条関係)

特定公共賃貸住宅明渡届出書

年 月 日

高岡市長 あて

届 出 者	特定公共賃貸住宅 第 号
	氏 名

私は、都合により特定公共賃貸住宅を退去します。
鍵は 月 日に持参します。

明 渡 年 月 日	年 月 日
移 転 先	
用途変更等の有無	な し ・ あ り (用途変更、模様替え、増築)

退去に伴う敷金及び家賃(入居者負担額)の還付金は、次のとおり振込み願います。

振 込 先	金 融 機 関 名	
	口 座 名 義	
	口 座 番 号	店番()

連 絡 先 電 話 番 号	自宅() —	勤務先() —	
転 出 先 の 住 居 (番 号 に ○ を 付 け る。)	1 新築住宅(注文・分譲) 5 社宅・寮・寄宿舍 2 中古住宅 6 実家 3 アパート・マンション 7 その他 4 有利な条件の借家		
支 払 関 係	電 気 料 金	水 道 料 金	ガ ス 料 金

様式第17号(第19条関係)

特定公共賃貸住宅明渡請求書

年 月 日

特定公共賃貸住宅 第	号
様	

高岡市長



高岡市特定公共賃貸住宅条例第28条の規定により、速やかに住宅を明け渡されるよう請求します。

明渡事由

.....

.....

.....

.....

.....

様式第 1 号(第 4 条、第 9 条関係)
様式第 2 号(第 4 条関係)
様式第 3 号(第 6 条関係)
様式第 4 号(第 6 条関係)
様式第 5 号(第 6 条関係)
様式第 6 号(第 6 条の 2 関係)
様式第 7 号(第 8 条関係)
様式第 8 号(第 9 条関係)
様式第 9 号(第 11 条関係)
様式第 10 号(第 12 条関係)
様式第 11 号(第 13 条関係)
様式第 12 号(第 14 条関係)
様式第 13 号(第 15 条関係)
様式第 14 号(第 16 条関係)
様式第 15 号(第 17 条関係)
様式第 16 号(第 18 条関係)
様式第 17 号(第 19 条関係)